

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十一号

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則

人事異動の取扱に関する規則（昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）	別表（第二条関係）	別表（第二条関係）	別表（第二条関係）
種類	異動の種類	種類	異動の種類
1採	意味	1採	意味
用	異動用語	用	異動用語
（略）	（略）	（略）	（略）
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の二第一項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第二條第一項若しくは第二項若しくは第三條第一項若しくは第二項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第三條第一号若しくは第二号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第六條第一項、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第九條第一項又は大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）第四條第一項各号の規定により任用する場合をいう。	（略）	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第二條第一項若しくは第二項若しくは第三條第一項若しくは第二項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第三條第一号若しくは第二号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第六條第一項、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第九條第一項又は大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）第四條第一項各号の規定により任用する場合をいう。	（略）

(略)	27 任期更新 新	法第二十二條の二第四項、任期付職員条例第五條、任期付新する（研究員条例第四條、育児休業法第六條第三項若しくは第十八條第三項又は配偶者同行休業条例第九條第三項の規定によつて任期を更新する場合をいう。	○に臨時任用する（期間は○までとする）
	29 臨時任用	法第二十二條の三第一項前段、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三條、育児休業法第六條第一項第二号又は配偶者同行休業条例第九條第一項の規定によつて臨時任用をする場合をいう。	○に臨時任用する（期間は○までとする）
(略)	30 臨時任用更新	法第二十二條の三第一項後段の規定によつて臨時任用を更新する場合をいう。	○の臨時任用を更新する（期間を○までとする）
	27 任期更新 新	任期付職員条例第五條、任期付研究員条例第四條、育児休業法第六條第三項若しくは第十八條第三項又は配偶者同行休業条例第九條第三項の規定によつて任期を更新する場合をいう。	○に臨時任用する（期間は○までとする）
(略)	29 臨時任用	法第二十二條第二項前段、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三條、育児休業法第六條第一項第二号又は配偶者同行休業条例第九條第一項の規定によつて臨時任用をする場合をいう。	○に臨時任用する（期間は○までとする）
	30 臨時任用更新	法第二十二條第二項後段の規定によつて臨時任用を更新する場合をいう。	○の臨時任用を更新する（期間を○までとする）

附 則

この人事委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。